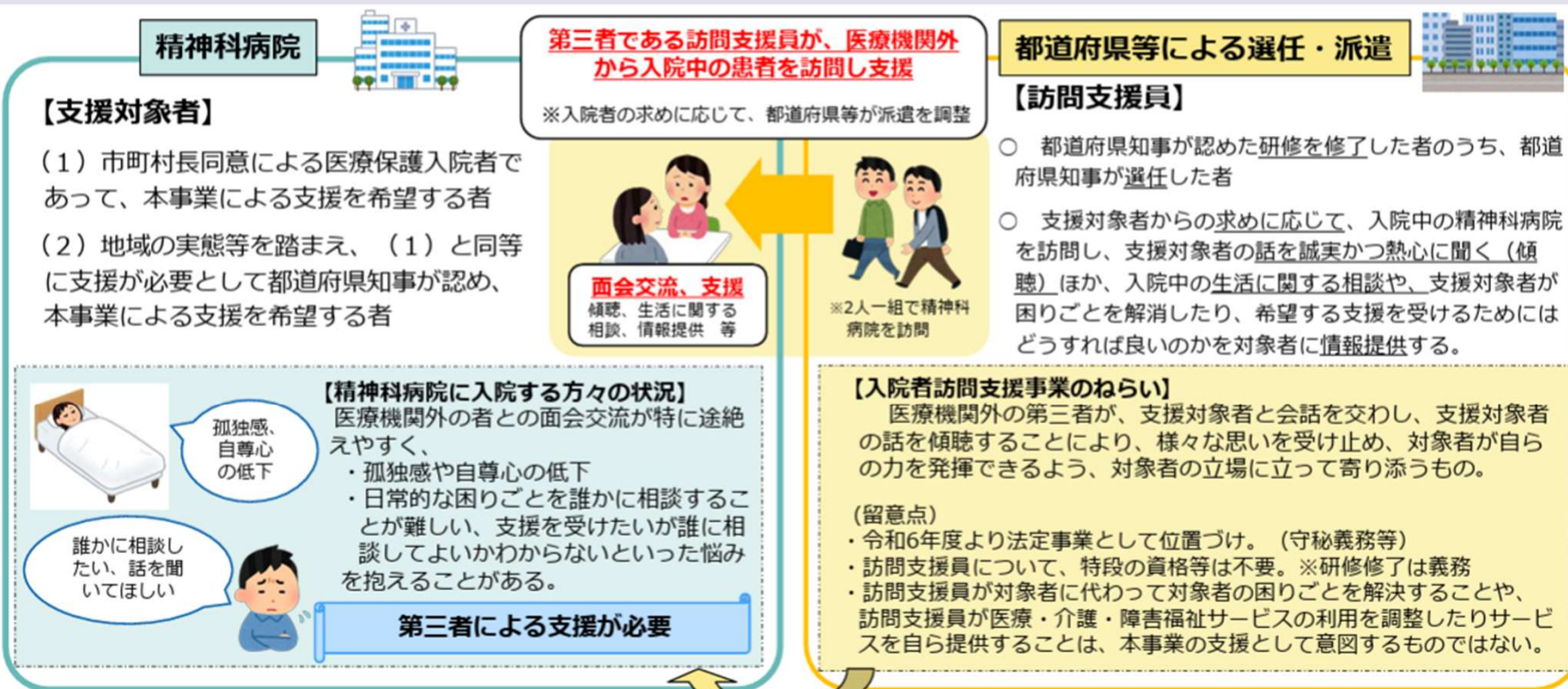


入院者訪問支援事業について

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の**自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消**が期待される。

都道府県等が担う業務について

準備

- ・ 庁内の調整・・・①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整・・・①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む）と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）への周知
- ・ 要綱作成・・・国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修の実施

- ・ 支援員養成研修の準備・・・①受講対象者の検討 ②研修プログラムの検討 ③研修講師、ファシリテーターの確保
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）・・・①開催準備（会場、講師等）
②研修実施 ③修了証発行 ④受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②訪問支援員の選任 ③支援員の登録、管理（名簿等の作成）
 - ④支援員への事前説明 ⑤支援員の派遣調整 ⑥支援員へのサポート体制の構築 ⑦事業実施記録管理 ⑧年度末報告
- ※特別区、保健所設置市で実施する場合には、研修の実施及び支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資材の作成
- ②管内市区町村（保健所設置市や特別区を含む）・・・市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等・・・退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議・・・①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）・・・①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤推進会議への報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

愛知県入院者訪問支援事業について

○目的

精神科病院に入院中の者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2に基づき、入院者のうち、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられるものに対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員の派遣を行う。

本事業は、入院者の孤独感や自尊心の低下、日常の困りごと等を解消することを目的とし、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整することやサービスを自ら提供することは目的としない。

○実施主体

愛知県精神保健福祉センター

※事業の一部について、精神障害及び精神科病院との連絡調整に関し、必要な知識及び技能を有する団体である（一社）愛知県精神保健福祉士協会へ委託。

○事業内容

- ①訪問支援員養成研修
- ②訪問支援員派遣

訪問支援員養成研修

1 実施形態

名古屋市と合同開催
委託 [愛知県精神保健福祉士協会]

2 実施日等

- ・ 2025年9月6日（土）
講義（対面開催）
- ・ 2025年9月7日（日）
演習（対面開催）

3 受講者

愛知県及び名古屋市にて入院者
訪問支援員としての活動を希望
する方 49名

4 入院者訪問支援員登録者数

44名（うち当事者4名）
（2024年度登録者 66名）

	科目名
講 義	入院者訪問支援事業について
	入院者訪問支援事業の意義と目的
	訪問支援員の役割
	入院している人が体験すること
	入院者訪問支援の実践
	精神医療の現状と課題
	知っておくべき資源
演 習	精神障害者の人権
	訪問支援員の役割に関する考え方
	事業の意義と訪問支援員の役割 ～それぞれの立場から～
	出会いの場面
	実際の相談場面

訪問支援員派遣

1 実施形態及び内容

- ・事務局 [愛知県精神保健福祉センター] 訪問支援員の選任、派遣希望の受付
- ・委託業者 [愛知県精神保健福祉士協会] 派遣に関する訪問支援員及び医療機関との連絡調整

2 派遣対象

愛知県(名古屋市を除く)に在住の方で、市町村町同意で入院されている方の他、入院中の方で利用を希望される方

3 派遣開始時期

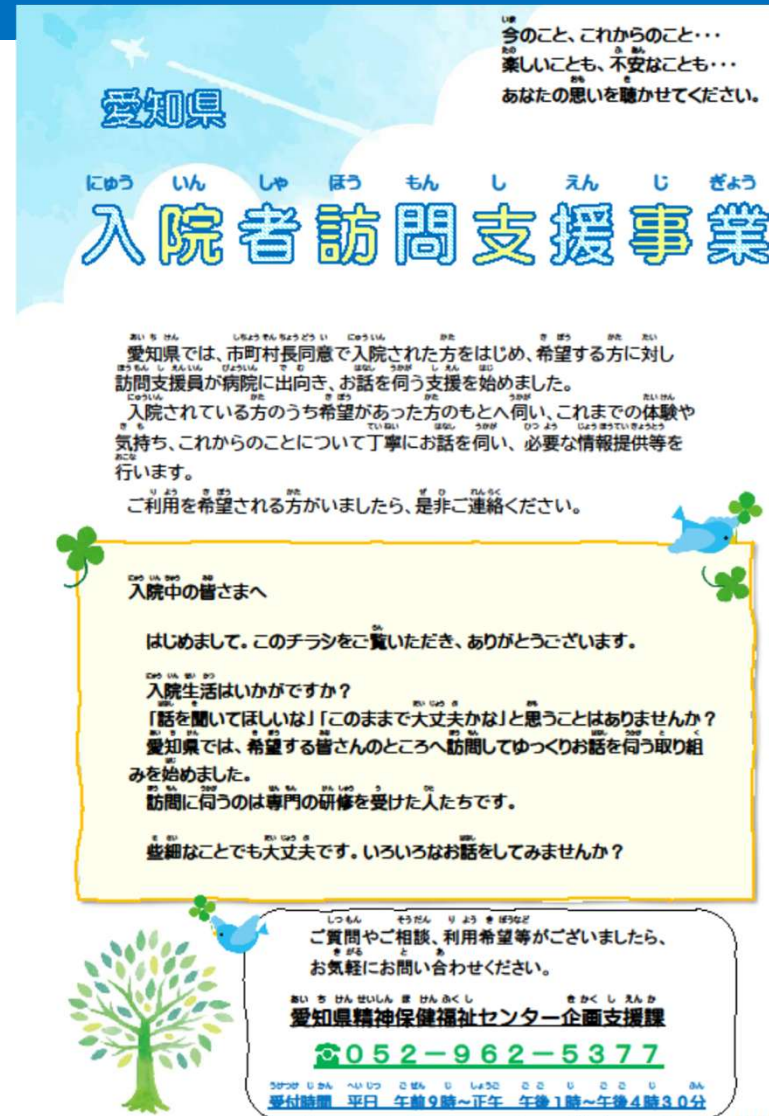
2024年11月から

4 派遣実績

2024年度 入院患者延 12名

2025年度 (12月1日現在)

入院患者延 41名



愛知県
にゅう いん しゃ ぼう もん し えん じ ぎょう
入院者訪問支援事業

今のこと、これからのこと…
楽しいことも、不安なことも…
あなたの思いを聴かせてください。

愛知県では、市町村長同意で入院された方をはじめ、希望する方に対し訪問支援員が病院に出向き、お話を伺う支援を始めました。
入院されている方のうち希望があった方のもとへ伺い、これまでの体験や気持ち、これからのことについて丁寧に話を伺い、必要な情報提供等を行います。
ご利用を希望される方がいましたら、是非ご連絡ください。

入院中の皆さまへ
はじめまして。このチラシをご覧いただき、ありがとうございます。
入院生活はいかがですか？
「話を聞いてほしいな」「このままで大丈夫かな」と思うことはありませんか？
愛知県では、希望する皆さんのところへ訪問してゆっくりお話を伺う取り組みを始めました。
訪問に伺うのは専門の研修を受けた人たちです。
些細なことでも大丈夫です。いろいろな話をしてみませんか？

ご質問やご相談、利用希望等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
愛知県精神保健福祉センター企画支援課
☎052-962-5377
受付時間 平日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分

事業体系図

